

令和4年10月1日より

紹介状なしで受診する場合の特別料金等が見直されます

一定規模以上の医療機関では、紹介状を持たずに外来受診する場合、自己負担額（3割等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとされています。

この制度について、令和4年10月1日から、国の制度見直し（診療報酬改定）により、対象医療機関が拡大されるとともに、「特別の料金」の額が引きあがります。

まずは、お住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、ご協力をお願いいたします。

制度の詳細につきましては、[こちら](#)をご参照ください。

#### 例）紹介状なしで受診する初診患者の「特別の料金」

現在 5,000円



7,000円以上（2,000円増額）

※「特別の料金」は消費税の課税対象となります。

お問い合わせ先 東京都電気工事健康保険組合 給付課 TEL03-3861-1853